

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者
郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電 話 番 号

経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の3第1項の規定により申請します。

1. 経営基盤強化の実施期間
2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
3. 経営基盤強化の内容
4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

5. 特定放送番組同一化の内容
6. 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容
8. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容
9. 多元性・多様性確保措置の内容

注1 共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注4 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注5 経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 経営基盤強化を実施する理由及び背景
- (2) 実施する措置の内容

注6 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

- (1) 経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数
- (2) 経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数
- (3) 経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出向、嘱託等に係る計画
- (4) 経営基盤強化計画の実施について行った労働組合との協議に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注7 特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化を行う期間
- (2) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
- (3) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
- (4) 特定放送番組同一化の計画に関する事項
- (5) 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

注8 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注9 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。

注10 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注11 多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。